

報告第6号

専決処分について報告の件

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成19年6月7日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| 1 損害賠償の額   | 156,450円              |
| 2 損害賠償の相手方 | 芽室町東5条3丁目2<br>伊 藤 チ ヤ |

平成19年5月23日 専決処分

説 明

平成19年2月22日午前11時頃、毎月行っている体重測定の際、本人が車椅子後ろのポケットから財布を取り出すため、後ろに手を回している間に介護員が車椅子を動かし、右手小指を車椅子のタイヤに巻き込んでしまいました。この後、速やかにホームの看護師が付き添い、公立芽室病院整形外科において受診した結果、右手小指骨折と診断されたことによる一切の賠償金であります。